

一宮市民間非木造住宅等耐震診断費補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第20号。以下「改正法」という。)による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)に基づき、地震発生時における既存建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、旧基準非木造住宅及び建築物の所有者が行う住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業に要する費用の一部について、予算の範囲内において補助金を交付することにより、震災に強いまちづくりを促進することを目的とする。

2 前項の補助金の交付については、一宮市補助金等交付規則(昭和37年一宮市規則第18号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。ただし、第1号から第3号の規定については国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

(1) 住宅

一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの)を含む。

(2) 戸建住宅

住宅のうち、一戸建ての住宅をいう。

(3) 非木造住宅

一宮市民間木造住宅耐震改修費補助事業に該当する木造住宅以外の住宅で、特殊な構造(型式住宅、組積造、補強コンクリートブロック造等)のものを除く。

(4) マンション

共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。

(5) 旧基準

昭和56年5月31日以前に着工されたものをいう。

(6) 耐震診断

耐震改修促進法第4条第2項第3号の規定に定める技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)に基づき実施する耐震診断をいう。

(7) 耐震診断者

住宅・建築物の地震に対する安全性を評価する者で、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士をいう。ただし、同法第3条に規定する用途・規模の建築物の耐震診断を行う者は一級建築士で、かつ、耐震改修促進法施行規則(平成7年建設省令第28号)第5条に規定する者をいう。

(8) 評定通知書

耐震改修計画に関する評価・判定等を行う委員会(以下「耐震判定委員会」という。)により評定された通知書をいう。

(補助の対象事業)

第3条 補助の対象事業(以下「一宮市非木造住宅耐震診断費補助事業」という。)は、旧基準非木造

住宅について実施される耐震診断者による耐震診断に要する費用の補助に関する事業とする。

(補助の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本市の区域内に存する建築物であること。
- (2) 旧基準の建築物であること。
- (3) 地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物であって、同法第3条第2項の規定の適用を受けているものであること。
- (4) 建築基準法第6条第1項の確認済証及び同法第7条第5項の検査済証の交付を受けた建築物であること。ただし、補助対象建築物が建築基準法に違反しないものである場合において、建築基準法の施行の際現に存する建築物であるとき又は市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
- (5) この要綱に基づく補助金のほかに、公的機関から耐震診断に関する同種類別の補助金を受けていない建築物であること。
- (6) 補助対象建築物の固定資産税を滞納していないこと。

(補助の対象者)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 補助対象建築物を所有する者、所有する者と同等の権利を有する者として市長が認める者又は管理している者(区分所有の共同住宅にあつては、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項(同法第66条において準用する場合を含む。)に規定する法人(以下「管理組合」という。))。)(以下「所有者等」という。)
- (2) 区分所有に係る住宅の場合は、管理組合で合意形成が図られたもの。
- (3) 建物所有者と居住者が異なる場合は、所有権等を有する者全員の同意を得たもの。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又はこれらと緊密な関係を有する者でないもの。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 耐震診断に要する経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。ただし、補助金の額は千円未満の端数を切り捨てるものとする。

(事前相談)

第7条 申請者は、戸建住宅以外の場合は、耐震診断を行う前に一宮市非木造住宅等耐震診断費補助事業に係る事前相談書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象建築物の位置図、配置図、平面図、立面図
- (2) 補助対象建築物の確認済証及び検査済証の写し又はこれに代わる書類

(補助金交付申請)

第8条 申請者は、補助事業を実施する年度の12月15日(12月15日が閉庁日の場合は翌開庁日)までに、一宮市非木造住宅等耐震診断費補助金交付申請書(様式第2号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、マンションに係る場合は、前条による事前協議が完了した後行うものとする。

- (1) 耐震診断に要する費用の見積書の写し(業者の記名のあるもの)
- (2) 代理者によって申請を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類
- (3) 建物登記事項証明書若しくは家屋の資産証明書、申請者が管理組合の場合にあっては、管理組合規約及び耐震診断の実施に係る議決書又はこれに代わるもの及び所有者一覧のリスト
- (4) 前年度の固定資産税の納税証明書(完納を証するもの)又はこれに代わる書類(以下「納税証明書等」という。)。ただし、譲渡等の理由より固定資産税の納税証明書の取得が困難であると市長が認める場合は添付を省略することができる。
- (5) 建物外観写真(対象建築物がわかるもの)
- (6) 補助対象建築物の位置図(マンションに係る場合を除く)
- (7) 補助対象建築物の確認済証及び検査済証の写し又はこれに代わる書類(マンションに係る場合を除く)
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に一宮市非木造住宅等耐震診断費補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要があると認めるときは、当該補助金の交付について条件を付することができる。
- 3 申請者は、第1項の規定による通知を受けた後に、補助事業に着手するものとする。

(地位の承継)

第10条 申請者が死亡した場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で補助事業を行う意思があるときは、市長の承認を受けてその地位を承継することができる。

- 2 申請者が破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で補助事業を行う意思があるときは、市長の承諾を受けてその地位を承継することができる。
- 3 申請者は、前2項の場合を除き、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(申請内容の変更)

第11条 申請者は、申請の内容を変更し、補助金の額に変更を生じる場合には、次の各号に掲げる書類を添付して、一宮市非木造住宅等耐震診断費補助金変更申請書(様式第4号)を変更事業に着手する前に市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に変更がない場合には、変更の内容がわかる書類を添付して、一宮市非木造住宅等耐震診断費補助事業変更届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の補助対象経費の見積書の写し
- (2) 変更図面等変更内容がわかる書類

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは、補助金の変更交付を決定し、その旨を一宮市非木造住宅等耐震診断費補助金変更決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第12条 申請者は、補助金交付決定後において補助事業の中止をしようとする場合は、非木造住宅等耐震診断中止届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(遂行命令等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対して補助事業の遂行に関して、必要な指導、助言若しくは指示を行い、又は必要な報告を求めることができる。

- 2 市長は、申請者が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めた場合は、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命じることができる。
- 3 市長は、申請者が前項の命令に違反した場合は、申請者に対して補助事業の一部の停止を命じることができる。

(完了実績報告等)

第14条 申請者は、当該補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月10日(2月10日が閉庁日の場合は翌開庁日)までのいずれか早い期日までに、非木造住宅等耐震診断完了実績報告書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断結果報告概要書(様式第9号)
- (2) 耐震診断結果報告書
- (3) 評定通知書の写し(一戸建ての住宅は除く。)
- (4) 請負契約書の写し
- (5) 請求書又は領収書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(是正のための措置)

第15条 市長は、前条の非木造住宅等耐震診断完了実績報告書を受理した場合において、当該事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これらに適合させるための措置を取るよう施行者に命ずることができる。

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、第14条の非木造住宅等耐震診断完了実績報告書を受理した場合は、報告内容を審査の上、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、一宮市非木造住宅等耐震診断費補助金交付確定通知書(様式第10号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金交付の請求及び交付)

- 第17条** 前条に規定する通知を受けた申請者は、すみやかに一宮市非木造住宅等耐震診断費補助金交付請求書(様式第11号)により、市長に対して補助金の交付請求をしなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第 18 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けた場合
- (2) 補助金交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱の規定に違反した場合
- (3) 補助金を交付の目的以外の目的に使用した場合
- (4) 一宮警察署からの通報又は一宮警察署への照会等により、暴力団、暴力団員又はこれらと緊密な関係を有する者であることが判明した場合。
- (5) その他市長が不適当と認める事由が生じた場合

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

2 この要綱に係る様式は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 30 年 3 月 26 日改正)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 31 年 3 月 5 日改正)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 3 年 2 月 10 日改正)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 5 年 3 月 29 日改正)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 6 年 3 月 21 日改正)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 7 年 3 月 31 日改正)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 5 条関係)

事業		補助対象経費	補助金の交付額
非木造住宅耐震診断費補助事業	一戸建	耐震診断に要する経費で耐震診断者に支払う経費。	対象経費の 3 分の 2 以内の額。ただし、1 戸当たり 100,000 円を限度とする。
	一戸建以外	耐震診断に要する経費で耐震診断者に支払う経費。ただし、社資本要綱附属第Ⅲ編 第 1 章 イ 16-(12) ① 第 1 項第三号に定める一戸建て住宅以外の住宅についての額に床面積を乗じて得た額等以内の額を限度とする。	対象経費の 3 分の 2 以内の額(納税証明書等が全ての戸数に満たない場合は、満たない戸数分の割合に応じて減額した額以内の額)。ただし、1 住戸当たり 50,000 円(納税証明書等が全ての戸数に満たない場合は、満たない戸数分の割合に応じて減額した額)を限度とする。